

日米地位協定の抜本的な改定及び在日米軍専用施設が集中する沖縄の 基地負担軽減について

九州部会提出

米軍基地を抱える沖縄県は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を長年抱えている。

戦後79年を経た今もなお、国土面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70%が過度に集中し、米軍による事件・事故が繰り返され、沖縄県民の生命、財産、安全が脅かされている。1972年に沖縄が日本復帰して以降、在沖米軍基地から派生する刑法犯摘発件数は累計で6,235件(沖縄県警まとめ、令和5年12月末現在)。そのうち殺人や強盗、強姦、放火など凶悪犯罪は586件となっている。

このような状況において、令和5年12月に、米兵による少女誘拐暴行事件、そして令和6年5月には、新たな女性暴行事件が連続して発生している。相次ぐ米兵による少女・女性に対する暴行事件は、人権と尊厳を踏みにじるものであり断じて容認できるものではないこと、また、いずれの事件とも、重大な事件にも関わらず、事件発生後、関係機関等への迅速な情報伝達や市民・県民への公表が遅れたことも受け、沖縄県議会や県内全41市町村議会において抗議決議を可決している。

本土復帰から52年余を経た今もなお、県内では米軍基地に起因する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や自治体は厳重に抗議及び要請を行ってきたところであるが、一向に改善されず、事件・事故が繰り返される状況が続いている。

日米地位協定は1960年締結以降一度も改定されておらず、現状を考慮すると運用改善ではなく、より進んだ対応が必要と考える。

国においては、県民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「沖縄の基地負担軽減」がなされるよう強く要望する。